

## 学校再開後の部活動実施の考え方

## 1 実施にあたって

- 各部活動の意義や目的に照らし、実施の必要性を判断すること。
- 生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制しないこと。
- 活動を生徒だけに任せるのではなく、顧問や部活動指導員等が実施状況を把握できる体制をとること。
- 発熱または体調不良（咳、倦怠感など）がある場合や、健康に不安のある生徒（微熱、風邪症状等）は、参加しないよう徹底すること。
- 日時や活動内容をあらかじめ生徒や保護者に周知すること。

## 2 留意事項

「3つの密（①換気の悪い密閉空間、②多くの人々が密集、③近距離での会話や発声（密接））が同時に重なる場」を徹底的に避けること。

※1つ1つの条件が発生しないように配慮することが望ましい。

## (1) 活動場所について

- 可能な限り、屋外で実施すること。
- 屋内（体育館、武道場、音楽室等）で実施する場合は、こまめな換気（その場所のドアや窓を広く開ける等）や、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。  
（例）・常時、入り口や窓を開ける。
  - ・休憩時間毎に2方向のそれぞれの窓（対角線上の窓を開けると換気がスムーズ）を広く開けて換気を行う。
  - ・天候や人の密度等により異なるが、少なくとも1時間に1回程度換気を行う。

## (2) 活動内容について

- 臨時休業に伴い、運動不足となっている生徒もいると考えられるため、活動時間・内容は段階的に組むなど工夫すること。
- 活動の際は、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負荷がかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止等には十分に留意すること。
- 多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動・大声を出すような活動等は、当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に変更するなどの工夫をすること。
  - ・密集する活動  
（例）多くの人数が密集する活動を避けて、小グループやパートごとの練習を行う等の練習方法を工夫する。
  - ・近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動  
（例）近距離で組み合ったり接触したりする場面を避けて、手の届かない距離で個人練習をする等の工夫をする。
  - ・向かい合って発声したりする活動  
（例）向かい合って発声や演奏する活動を避けて、人がいる方向に口が向かないようにする等の工夫をする。
- 集合・ミーティング等を行う場合は、手の届く距離に集まらない等、工夫すること。

(3) 用具等の共用について

- 用具等の共用による接触感染が懸念されることから、用具等の共用は可能な限り避けること。
- 活動で使用する用具等は、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要な使い回しをしないこと。（例）コップ・スクイズボトルの共用は避ける。

(4) マスク着用について

- 生徒間での飛沫による感染リスクを最小限に抑えるために、屋内の活動等では、できる限り、マスク着用することが望ましい。ただし、熱中症や呼吸困難等による体調不良等の発生がないよう、適宜、水分補給や休憩を取るなど、工夫すること。
- 屋外で、十分な距離を取って活動している場合は、必要ないと考えられるが、状況に応じて工夫すること。

(5) 手洗い・うがいについて

- 様々な場所にウイルスが付着していることを想定し、こまめに手洗い・うがいを行わせること。※流水と石けんで手洗いを行わせることが望ましい。  
（例）・練習の前後や休憩時間  
・活動場所を移動する際  
・用具等を共用した場合

(6) 部室・更衣室等の利用・換気等について

- 部室・更衣室等については、短時間の利用としたり、密にならないよう一斉に利用しないなどの工夫をするとともに、十分な換気を行うこと。
- ドアノブ等、適時、共用部分の消毒に努めること。

(7) 部活動での登下校時の注意喚起について

- 密接・密集にならないよう注意喚起すること。（例）肩を組んで歩く等。
- 終了後は、速やかな帰宅を促すこと。
- マスク着用を徹底すること。

3 その他

- 感染者が発生し、学校が臨時休業となる場合は、部活動は一切行わないこと。
- 部活動の全面実施後は、活動時間や休養日について、「沖縄県教育委員会：運動部活動等の在り方に関する方針」「沖縄県教育委員会：文化部活動等の在り方に関する方針」を基に、各学校の定める「部活動等の活動方針」に準拠すること。
- 生徒の実態に応じた段階的な実施や、感染拡大防止の観点から、短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組むこと。
- 部活動の段階的な活動が終了し、全面実施となった後も、感染症防止対策に万全を期すこと。
- 各競技団体から発出されている注意事項等に留意すること。